

東員町中部公園内飲食・物販施設
運営管理規定

令和8年6月

はじめに

本規定は、東員町中部公園内飲食・物販施設において、遵守すべき法令や規範等の基本事項を取りまとめたものである。

(総則)

第1条 東員町中部公園内飲食・物販施設（以下「飲食・物販施設」という。）の施設運営者（以下「施設運営者」という。）は、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。なお、本規定に記載のない事項又は疑義が生じたときは、施設運営者は町と協議する。

(施設の目的)

第2条 飲食・物販施設は、東員町中部公園内において飲食及び物販サービスを提供することで、東員町中部公園を活用した観光事業の振興及び公園の活性化に寄与することを目的とする。

(基本事項)

第3条 施設運営者は、都市公園法第5条第2項及び東員町中部公園の設置及び管理に関する条例（平成16年9月28日条例第11号）第10条の規定に基づく許可を受けなければならない。

2 飲食・物販施設は、災害発生等の非常時には被災避難者への食事の提供や休憩所、仮設宿泊施設等として使用することから、前条の目的として使用することができないことがある。この場合において、町は使用できない期間の補償は行わないものとする。

(施設運営者等)

第4条 施設運営者は次の各号をすべて満たす者であること。

- (1) 飲食店営業許可の資格を有していること。
- (2) 食品衛生責任者等、営業に必要な資格を有する者を配置すること。
- (3) 東員町暴力団排除条例（平成23年9月26日条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及びこれらと密接な関係を有しない者であること。

2 施設運営者になろうとする者は、東員町中部公園飲食・物販施設運営者（変更）届出書（第1号様式）を町に提出するものとする。なお、提出した内容に変更が生じた場合は、再度東員町中部公園飲食・物販施設運営者（変更）届出書（第1号様式）を提出するものとする。

3 施設運営者は店舗及び厨房の2区画を自ら営業するものとする。ただし甲と協議したうえで1区画は他者に営業させることができる。その場合についても第1項の規定を準用する。

4 前項の場合、施設運営者は区画使用者から使用料等その区画を使用させる

対価を徴収してはならない。

(運営期間)

第5条 運営期間は、契約の日から2年間とし、施設運営者は、第20条第1項に規定する場合を除き、使用許可の取消しを申し出ることができないものとする。

2 東員町及び施設運営者の双方が再契約を希望する場合、1回に限り、同一の期間による新たな契約を締結することができる。

3 施設運営者は、次の各号に掲げる日までに飲食・物販施設を原状回復し、付属させた物を収去し、返還しなければならない。

(1) 運営期間の満了日

(2) 第20条及び第21条に規定する取消し等があった日の翌日から起算して1カ月を超えない日

(責任者の選任)

第6条 施設運営者は、施設運営責任者、食品衛生責任者等、運営管理に必要な資格を保持する者を選任し、東員町中部公園内飲食・物販施設運営責任者選任届(第2号様式)を町に提出するものとする。

(損害賠償)

第7条 施設運営者は、自己の責めに帰すべき事由により町又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、町は、町の債務不履行又は不法行為による場合を除き、その責任を負わないものとする。

2 施設運営者は、第三者に対する賠償責任保険に加入すること。

(営業時間及び定休日)

第8条 施設運営者は、営業時間及び定休日(以下「営業時間等」という。)を定め、東員町中部公園内飲食・物販施設営業時間等届出書(第3号様式)を提出するものとする。ただし、次の各号を満たすものであること。

(1) 営業時間は、原則午前8時から午後5時までとすること。

(2) 定休日は、土・日曜日以外で、同一の曜日であること。ただし、祝日や地域でイベントが実施される場合など、集客が見込める際は、営業するよう努めること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、町と協議の上、

営業時間等を変更することができる。この場合において、営業時間等を変更する日の2週間前までに東員町中部公園内飲食・物販施設営業時間等変更届出書（第4号様式）を提出するものとする。

- (1) 前項の規定により届け出た営業時間等を変更する場合。
- (2) 定休日に営業又は営業日に休業をする場合。

3 町長が必要と認める場合、町は営業時間等を変更する日の2週間前までに、施設運営者に対し営業時間等の変更を指示することができる。

(販売価格等)

第9条 販売価格は、施設利用者のニーズに合ったもので、利用しやすい価格設定に努めること。

2 入場料等の、営業内容に記載された商品又はサービスの対価として受領する目的以外の目的で金銭や物品を受領してはならない。

(臨時施設の開設)

第10条 施設運営者は、飲食・物販施設の営業上、必要がある場合は、町と協議の上、臨時施設を開設することができる。この場合において、開設日の2週間前までに東員町中部公園内飲食・物販施設臨時開設届出書（第5号様式）を提出するものとする。

(業務の内容)

第11条 施設運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 飲食・物販施設の運営に関すること。
- (2) 飲食・物販施設の維持管理に関すること。
- (3) 飲食・物販施設利用に伴う苦情処理に関すること。
- (4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

(施設・設備の維持管理)

第12条 施設運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持するものとし、日常管理として、以下の業務を行う。

- (1) 施設に係る清掃及び塵芥処理
- (2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理
- (3) その他営業に必要な消耗品の購入等

(安全・衛生管理)

第13条 安全・衛生管理に関する事由は、施設運営者が全責任を負うものとする。

2 食品衛生法の規定に基づく衛生管理計画書及び東員町中部公園内飲食・物販施設緊急連絡体制届出書（第6号様式）を町に提出するものとする。

3 体調に異常がある従業員を出勤させてはならない。

4 食品衛生法及び消防法等その他法令の規定に基づく法定点検等の結果については、遅滞なく町に報告すること。

5 施設運営者は、次に掲げる事項を点検するものとする。

(1) 始業及び終業時に、ガス、電気等の火災につながる器具の点検を行うこと。

(2) 始業時に、従業員の健康状態の点検を行うこと。

(3) 毎日、害虫の発生状況を点検し、必要に応じ適切な害虫駆除を行うこと。

(4) 清掃点検項目を定めた上で清掃を行うこと。

(5) 毎日、商品等の品質点検を行い、賞味期限切れ製品等を供することのないよう、賞味期限、腐敗、変色、異味、異臭などを確認すること。

(6) 毎日、冷蔵庫、冷凍庫等の温度点検を行うこと。

(7) 従業員は、腸内細菌検査のための検便検査を年2回以上実施しなければならない。

(緊急時の対応)

第14条 事件・事故又は火災、地震等による損傷(以下「緊急事態」という。)が発生した場合、施設運営者は直ちに必要な措置を講じ、東員町中部公園内飲食・物販施設事故等報告書（第7号様式）により町に報告するとともに関係機関に遅延なく通報しなければならない。この場合において、施設運営者は、町又は関係機関の求めに対し、誠実に応じなければならない。

(立入検査)

第15条 町は、適正に施設管理を行うため、随時、飲食・物販施設に立ち入り又は検査（以下「検査等」という。）することができる。

2 町は、前項の検査等に必要な範囲において、施設運営者に対し必要な説明又は資料の提出を求めることができる。

3 施設運営者は、前各項の場合において、検査等を拒むことはできないものとする。

(費用負担)

第16条 施設運営者は、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 第17条に規定する施設使用料
- (2) 営業に際し必要な許認可にかかる費用
- (3) 通信費及び各種保険料等
- (4) 東員町財務規則第265条第1項第2項に規定する消耗品の購入にかかる費用
- (5) 飲食・物販施設の清掃、専用部分の設備の点検整備及び軽微な修繕等にかかる費用
- (6) 施設運営者が設置した工作物及び既存設備の改造等にかかる費用
- (7) 原状回復及び収去にかかる費用

2 施設運営者が2者である場合、前項第3号から第7号であって、かつ飲食・物販施設の供用部分にかかる費用の負担割合を施設運営者間で協議するものとする。

(施設使用料)

第17条 施設運営者は、次の各号に掲げる施設使用料を納付しなければならない。

- (1) 東員町中部公園の設置及び管理に関する条例第13条に基づく占用料
- (2) 飲食・物販施設全体にかかる光熱水費相当額

2 施設使用料は、町が発行する納入通知書により、町が指定する日までに納入しなければならない。

3 占用料は年額を前納し、還付しないものとする。ただし、災害その他の事業者の責に帰することができない事由により休業が生じた場合、一部又は全部を返金することができるものとし、日割によって金額を算出するものとする。

(コンプライアンス)

第18条 守秘義務

- (1) 施設運営者若しくはその従業員その他の本業務に従事する者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならない。
- (2) 関係法令を遵守し、情報管理は適切に行うこと。

2 個人情報保護

- (1) 施設運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を

侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (2) 施設運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。運営期間が終了し、又は使用許可が取り消された後においても同様とする。

(禁止事項)

第19条 飲食・物販施設内では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 東員町中部公園の設置及び管理に関する条例第8条に掲げる行為
- (2) 喫煙
- (3) ペット、危険物の持込
- (4) 騒音を発生させる行為
- (5) 政治性及び宗教性のある行為
- (6) 他の公園利用者の迷惑となる行為
- (7) その他町長が適当でないと認める行為

(町による飲食・物販施設の使用許可の取消し等)

第20条 町は、施設運営者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、飲食・物販施設の使用許可を取り消し、又は期間を定めて施設運営の全部若しくは一部の停止（以下「取消し等」という。）を命ずることができるものとする。

- (1) 関係法令、条例及び規則又は本規定に違反したとき。
- (2) 町に対し虚偽の報告をし又は正当な理由なく検査等を拒んだとき。
- (3) 施設運営者の経営状況の悪化等により、施設運営を継続することが不可能又は著しく困難であると認められたとき。
- (4) 違法行為等の社会通念上著しく不相当と認められる行為があったとき。
- (5) 施設運営者から次条に規定する取消し等の申し出があったとき。
- (6) その他、施設運営者に運営させることが適当でないと認められるとき。
- (7) 不可抗力、その他町や施設運営者の責めに帰することが出来ない事由により運営の継続が困難となった場合

2 町は、前項の規定に基づき飲食・物販施設の使用許可の取消しを行おうとするときは、書面又は口頭により事前にその旨を施設運営者に通知した上で、

次に掲げる事項について協議を行わなければならない。この場合において、施設運営者に運営を継続させることが適当であると認められる場合、町は、前項の取消し等を行わないことができる。

- (1) 施設運営者による改善策の提示
- (2) 飲食・物販施設の使用許可の取消しまでの猶予期間の設定
- (3) その他必要な事項

3 町は、第1項の規定による取消し等を行うときは、東員町中部公園内飲食・物販施設に係る使用許可取消等処分通知書（第8号様式）により施設運営者に通知する。この場合において、施設運営者に損害、損失及び増加費用（以下「損害等」という。）が生じても、町は、その賠償の責めを負わないものとする。

4 施設運営者は、第1項の規定に基づく取消し等により町に損害等が生じたときは、賠償及び補填をしなければならない。

（施設運営者による飲食・物販施設の使用許可の取消しの申出）

第21条 施設運営者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、東員町中部公園内飲食・物販施設に係る使用許可の取消等申出書（第9号様式）により飲食・物販施設の使用許可の取消し等を申し出ることができる。

- (1) 町の責めに帰すべき事由により、施設運営者が損害等を被ったことにより、営業を継続することが著しく困難であると認められるとき。
- (2) 施設運営者の責めに帰すべき事由により、施設運営者が飲食・物販施設の使用許可の取消し等を希望するとき。
- (3) 施設運営者の経営状況の悪化等により、施設運営を継続することが不能又は著しく困難であると認められるとき。
- (4) 不可抗力、その他町や施設運営者の責めに帰することが出来ない事由により運営の継続が困難となったとき。

2 町は、前項の申出を受けたときは、前条第2項各号に定める事項について施設運営者との協議を行わなければならない。

3 町は、前2項の規定に基づき取消し等を行う場合は、前条第3項の規定による通知をしなければならない。この場合において、前条第3項及び第4項の規定を準用するものとする。

（業務の完了・引継及び原状回復等）

第22条 施設運営者は、施設運営者が設置した備品、工作物等を撤去し原状回復することが不可能若しくは不適當である場合及び町が残置を希望した場

合において、東員町中部公園内飲食・物販施設管理物件等協議書（第10号様式）により協議を行った上で、町の承認を得るものとし、その承認を受けた範囲において原状回復は不要とする。

- 2 施設運営者が、第5条第2項に規定する原状回復を履行しないときは、町は、施設運営者が自ら整備した内装・設備等にかかる権利を放棄したものとみなし、所有権を取得又は施設運営者の承認を得ずに原状回復を行うことができる。この場合において、原状回復に要した費用は、すべて施設運営者が負担するものとする。

（立退料等の請求）

第23条 運営期間が満了し又は第19条による取消し等により立退をする場合、施設運営者は、町に対し立退料等の請求及び施設運営者が支出した経費、有益費等を請求することができない。

（その他留意事項）

第24条 本規程に定めていない事項または疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、町との協議により決定する。

附 則

この規程は、令和8年9月1日から施行する。